

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第801条第3項第2号、第791条1項1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

2024年7月1日

株式会社くふうカンパニー

2024年7月1日

株式会社くふうカンパニー
代表執行役 穂田 誉輝

吸収分割に係る事後開示書面

当社及び株式会社くふう住まい（以下「くふう住まい」といいます。）は、両者間で締結した2024年5月15日付「吸収分割契約書」（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、くふう住まいが保有する株式会社 Seven Signatures International の株式全部（以下「対象資産」といいます。）を当社が承継するための吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する事後開示事項（会社法第801条第3項第2号及び第791条第1項第1号並びに会社法施行規則第189条に定める書面）は下記のとおりです。

記

- 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年7月1日
- くふう住まいにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）
会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定の適用はありません。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過（株式買取請求）
会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定の適用はありません。
 - 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
くふう住まいは、新株予約権を発行していないため、会社法787条の規定による手続は行っていません。
 - 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議申述）
本件分割における吸収分割承継会社への債務の承継は行われなかったため、会社法第789条の規定による手続は行っていません。
- 当社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）

当社は、会社法第 796 条の 2 但書の規定に基づき、会社法第 796 条の 2 の規定の適用はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 6 月 6 日付電子公告により、株主に対し所定の事項を公告しましたが、会社法第 796 条第 3 項に基づく反対する旨の通知をした株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議申述）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 5 月 24 日付官報及び同日付電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

当社は、本件分割の効力発生日をもって、くふう住まいから本件分割契約に従い対象資産を承継しました。

5. 吸収合併による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 12 日を予定しています。

6. 上記に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上